

「こども・安全安心マップ」 で通学路をチェック！

【掲載イメージ】



引用:Googleマップ

表示例
2023年

発生月
○月
発生時
○時台
発生場所
横浜市○○区○○町○
番○○号
発生類型
人対車両・その他横断中
天候
晴
etc.

表示例
○○町

町丁目
○○町
日時
令和○年○月○日15:50
声かけ
事案
女子児童が、男に声をか
けられる事案が発生しま
した。
etc.

【交通安全に関する情報】

地図上のアイコン **小** や **中** をクリック
すると、その場所で発生した小・中学生
関係の「**交通事故情報**」が確認できます

※ 神奈川県警察から提供された交通事故データをもとに作成

【防犯に関する情報】

地図上の赤く塗られたエリアをクリック
すると、町単位で直近1年間に発生した
「**声かけ・不審者情報**」が確認できます

※神奈川県警察が配信する「ビーガールくん安全メール」
をもとに作成

横浜市では、神奈川県警が保有する交通事故情報や
声かけ・不審者情報を Google マップで確認できる
「こども・安全安心マップ」を公開しています。
通学路等の安全点検や日頃の交通安全活動などで、
このハンドブックと一緒にぜひご活用ください。

▼ 操作方法是こちら



(YouTube)

横浜市 通学路交通安全対策事業 **検索**

▼ マップはこちら



(Google マップ)

通学路 安全点検ハンドブック



横浜市

はじめに

横浜市では、各小学校のスクールゾーン対策協議会が保護者や地域の方と協力しながら様々な活動を展開して、子どもを交通事故から守っています。

その活動のひとつとして、多くの小学校で子どもたちの通学路の安全点検を行っていただいています。

実際に通学路を歩いてみて交通環境などを確認することは、子どもの安全に直接結びつくことで大きな効果が期待されます。

一方、

- ◆ 毎年点検される方が変わる
- ◆ これまでの状況が分からない
- ◆ どのように点検したらよいかよくわからない

ということも聞かれました。

今回、スクールゾーン活動において、通学路を確認するときの各ポイントを分かりやすくまとめ、また関係する安全施設等の資料を掲載しました。

子どもの交通事故を防止し、尊い命を守るためにスクールゾーン対策協議会をはじめ地域の皆さまと行政がひとつになって交通安全活動を進めていきたいと考えています。

この冊子が日頃の活動のご参考になれば幸いです。



もくじ

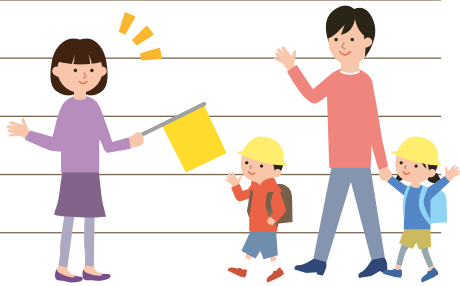
- ✓ 1. 子どもの特性のポイント P5
- ✓ 2. 通学路点検のポイント P7
- ✓ 3. 資料
 - (1) 道路標示 P12
 - (2) 標識 P15
 - (3) 安全施設 P17
 - (4) ゾーン30について P18

保護者のみなさまへ

✓ 1

子どもは保護者の方の日常生活を見ながら、交通ルールを身に付けていきます。

保護者の方が子どもたちの安全な行動の大切なお手本になっていますので、交通ルールを理解し、ルールを守っている姿をぜひ見せてください。



✓ 2

子どもを交通事故から守るためには、子どもといっしょに身近な道路を歩いて、子どもの視線にたって、どの場所にどんな危険があるか、どうしたら安全かをひとつひとつその場で教えてあげてください。

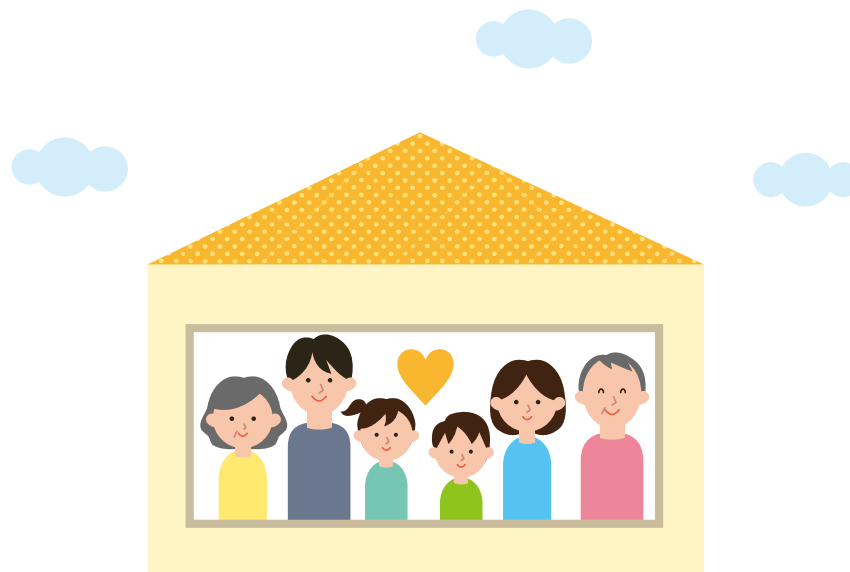
check!



✓ 3

通学路の安全のほかに、子どもの心理や行動を考えて、始業時間までに時間的余裕をみて家庭を出発することも大切です。

また登校直前に子どもを叱ったり、感情をいらだたせることのないように注意して、気持ちにもゆとりをもって登校できるようにしてください。



1 子どもの特性のポイント

子どもが交通事故にあわないようにするためには、まず、発育途中の子どもの特性を十分に理解しておくことが必要になります。

① ひとつのものに注意が向くと、周りのものが目に入らない

- ◆ 子どもが道路の反対側にいるときは、絶対に声をかけないようにしましょう。(声をかけた人に急に走り寄ってくる場合があります。)

※市内小学生の交通事故のうち飛び出しは例年6割に及びます。
信号無視、路上遊戯(ともに1割未満)と比較しても非常に大きな割合をしめています。



② その時々気分によって、行動が変わる

- ◆ 出かける前に叱られたりすると行動が早急になったり、衝動的になったりします。
- ◆ 室内で遊んでいたあと外にでると、急に走り回ったりします。



③ 「あぶない」とか「注意する」というあいまいな言葉は、理解できない

- ◆ 実際に何が危険かを繰り返して教えることが大切になります。



④ 状況に応じた応用動作が難しい

- ◆ 手をあげることで車が止まってくれるものと思ってしまう。
- ◆ 信号が青に変わればすぐに渡りはじめてしまう。



⑤ 子どもは、大人をまねる

- ◆ 横断歩道があっても近いところを大人が横切ったりすると、渡れるところと思ってまねをします。
- ◆ 車が来ないからと大人が信号無視をして横断をしたり、点滅信号の時にかけこんだりすると、善悪の判断がつかず、そのまま覚えてしまいます。

保護者の方がしっかりと交通ルールを守り、毎日子どものお手本となってください。



⑥ 車や物陰で遊ぶ

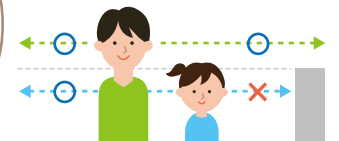
- ◆ 車の陰にかくれたり、物陰で遊んだりすることが好きです。見えないところからの急な飛び出しにもつながります。



物陰などで遊んでいる子どもがいたら、声をかけて違う場所で遊ぶように注意してください。

⑦ 子どもの視野は大人より狭い

- ◆ 大人の目では左右確認できるところでも子どもの視野や高さでは十分に見えていないこともあります。



どうしたら子どもを交通事故から守れるの？

2 通学路点検のポイント



子どもたちの安全を確保していくため、通学路等の安全点検を実施しています。安全施設等の整備への要望などとあわせて、「子どもたちの危険を回避するためにはどうしたらよいか」という視点で、見守り活動（はたふり誘導）やご家庭での交通安全教育などの安全対策を進めていく必要があります。

① 点検項目・点検順路の確認

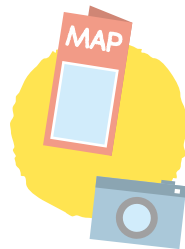
点検時間を短く負担のないようにするために、事前に点検項目や点検順路を決めておきましょう。



② 点検場所の地図

事前に対象地域の地図を用意して、点検場所と点検結果が分かるようにします。

※デジタルカメラで現場状況をおさめておくとも後からも確認ができます。



③ 点検中の服装

点検に集中していると道路にはみ出したり、運転者からも動きがわかりづらかったりします。点検される方が危険にあわないよう、目立つ服装で周りの交通にも十分に注意して行う必要があります。

また、地域の方へ安全点検中であることを知ってもらうことも必要です。



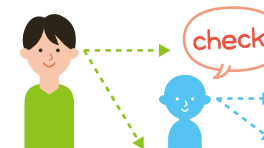
④ 点検時間

昼間と朝夕で交通状況が変わることがあります。子どもの登下校時を想定して点検します。



⑤ 点検の目線

特に身長の高い低学年の子どもは見える範囲が限られることがあります。少し低い目線でも点検します。



⑥ 子どもの通学順路

実際に子どもが通学していく順路に沿って、一度に通う人数なども考えて危険な場所を点検します。



点検を行う前に

通学路図と前回までの点検資料で危険と考えられている場所や対策の状況など、これまで行われてきた点検内容を確認してから点検しましょう。

⑦ 安全施設の点検

- ◆ 現在設置されている安全施設に破損や見えにくいなどの不具合がないか。
- ◆ さまざまな安全施設が設置され、死角になったり、分かりづらくなったりしていないか。
- ◆ 通学路が変わるなどして不要になっている安全施設がないか。



⑧ 危険な場所での 子どもの指導方法の確認

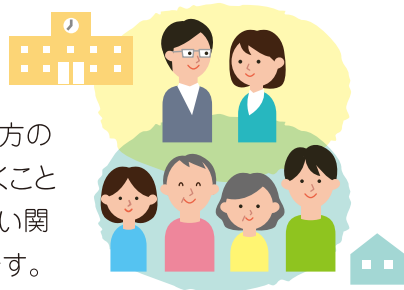
危険と考えられる場所があったら、子どもに何が危険なのかを理解させるためにどのような指導が必要なのかを考えます。

(状況によっては、見守り活動やご家庭での交通安全教育などの対応も検討する必要があります。)



⑨ 地域の自治会町内会の方などの参加

スクールゾーン対策協議会の学校関係の方のほか、地域の方にも安全点検に参加いただくことで地域で課題共有ができたり、地域の幅広い関係性から解決の手段が見つかることがあります。



⑩ 安全施設の設置や 道路の改良

危険箇所の対策として有効な手段ですが、設置や改良には費用と時間がかかるものが多くあります。なお、設置の要望などは、安全施設の機能などを理解し、道路管理者(土木事務所)や交通管理者(警察署)の意見を聞いて適切な安全施設を選択していきます。



安全点検結果の活用

安全点検の結果は、保護者、学校関係者、地域の方が共有して登下校時の安全を確保していく必要があります。

点検結果を基にして、危険箇所の対応方法を考えていきます。この場合、ハード面だけでなく、ソフト面の対策としてどのようなことができるかも議論していくことが必要です。

各家庭や子どもに危険箇所を伝えるのに「通学路安全マップ」の作成も有効になります。



3 資料

通学路にはさまざまな安全施設があります。
施設の意味や役割を知り、安全点検に役立ててください。

コラム 1



その施設、本当に必要なの？

安全施設をむやみに増やせばいいというものではない例があります。
上のイラストは、「左カーブ」と「スクールゾーン」の路面標示を並列させていますが、かえって路面が煩雑として分かりづらくなっています。
その場所に最も必要で効果が発揮できるような安全施設を検討する必要があります。

【道路標示】

分類・名称	設置状況等	目的	管轄
外側線 (路側帯)		<p>白線は路肩部への車の逸脱を警告しドライバーを連続的に誘導するものです。</p> <p>また、歩道が整備されていない道路の外側線は、歩行者が安全に通行するための区分で、路側帯とよばれます。</p>	土木事務所
路側帯 駐停車禁止		<p>自動車は路側帯の内側に進入して駐停車してはいけません。</p>	警察署
路側帯 歩行者専用		<p>自動車も軽車両(自転車)も進入して通行してはいけません。</p>	警察署
停止線		<p>車両が停止する位置です。交通実態等により、設置の可能性・必要性を検討する必要があります。</p>	警察署

分類・名称	設置状況等	目的	管轄
最高速度		標示してある速度以上で走ってはいけないことを示します。 →関連：「ゾーン30」P14、18参照	警察署
追い越しの ための 右側部分のみ 通行禁止		道路中央の黄線は、追い越しのための対向車線へのはみ出し禁止を示します。	警察署
横断歩道		歩行者が道路の反対側に安全に渡るためのものです。	警察署

【カラー舗装】

分類・名称	設置状況等	目的	管轄
あんしんカラーベルト (グリーンベルト)		(通学路に設置) 歩道の設置が困難な場所で、路側帯をカラー化することで歩行者のスペースを確保するものです。	土木事務所
カラー交差点		交差点内をカラー化することにより、交差点であることをドライバーに認識させます。 ※設置の際は、他の対策(交差点マークの設置、減速マークなど)を優先します。	土木事務所

【その他標示】

分類・名称	設置状況等	目的	管轄
(規制) 止まれ		安全に通行するために一時停止する必要がある場所に設置します。	警察署
ゾーン30		ゾーン30に設定された住宅地域等の入り口に設置し、ここからゾーン30であることをドライバーに知らせます。 →「ゾーン30」P18参照	警察署 ・ 土木事務所
スクールゾーン		近くに学校があることをドライバーに知らせます。 ※交差点手前や近い将来道路工事を予定している箇所には設置を行っていません。	区役所 地域振興課
交差点 マーク		交差点中央に交差する道路の形を示すことにより、ドライバーに交差点であることを認識させます。	土木事務所

コラム2

路面の標示はすべりやすい

路面に文字を書くと目立ちますが、文字の塗装部分はタイヤが滑りやすく、雨の日など思わぬ事故の原因となります。

路面に文字を書きすぎてしまいかえって危険ではないか、チェックする必要があります。

【標識】

分類・名称	設置状況等	目的	管轄
一時停止		一時停止しなければいけません。	警察署
進入禁止		これより先には進入してはいけません。一方通行の出口や高速道路の出口など、反対側から入ってはいけない場所に設置されています。	警察署
車両通行止め		車両（自動車、自転車等）は通行してはいけません。	警察署
進入禁止 指定方向外		標識に示した方向以外に進んではいけません。	警察署

分類・名称	設置状況等	目的	管轄
学校・幼稚園・保育所等あり スクールゾーン		近くに学校・幼稚園・保育所等があること・スクールゾーンであることをドライバーに知らせます。 現在は新設せず、撤去の際はスクールゾーン路面標示に切り替えています。	区役所地域振興課
交差点あり		標識に示す形の交差点があることをドライバーに知らせます。	土木事務所
横断歩道		横断歩道があることをドライバーに知らせます。	警察署

コラム 3

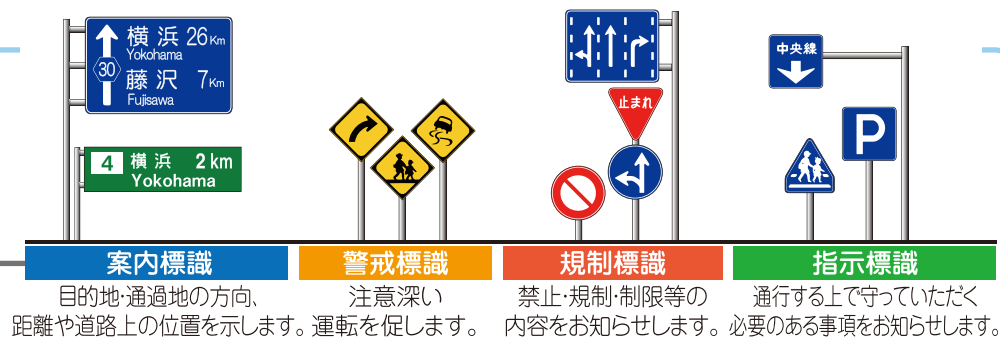
標識の種類と役割

道路標識には4つの本標識（案内、警戒、規制、指示）と、それを補足する「補助標識」があります。
標識によって役割が異なり、所管も変わります。

道路標識

補助標識

本標識



【安全施設】

分類・名称	設置状況等	目的	管轄
信号機		交通環境を調査した上で、必要と認められた場所に設置します。信号機の設置は、渋滞や騒音等の問題もあり、近隣の方との調整が必要となります。	警察署
横断防止柵		歩行者が横断すると危険な箇所に設けます。 車の出入口付近等、通行に支障がある場所には設置できません。	土木事務所
ガードレール		車が対向車線や歩道等にはみ出すのを防ぎます。設置には、車と歩行者がすれ違える道路幅が必要です。	土木事務所
(車止め) ボラード		車が歩道に進入するのを防ぎます。	土木事務所

「ゾーン30」とは

住宅地域等をゾーンとして区域設定し、その区域の**抜け道利用や自動車の走行速度を抑制**することで、歩行者等の安全を確保するものです。

「ゾーン30」として設定された地域の入口では、その区域の制限速度が時速30キロメートルであることを示す標識や路面標示を設置して、「ゾーン30」に設定された区域の入口であることを明確にします。

神奈川県警察では、令和3年度までに県内232か所に「ゾーン30」の整備をしました。

今後も、通過交通の抑制や自動車の走行速度の抑制の要望がある場所を中心に、「ゾーン30」の整備を進めていきます。



「ゾーン30の日」

神奈川県警察では、平成25年9月30日から毎月30日を「ゾーン30の日」に制定し、「ゾーン30」設定区域や通学路などにおける街頭活動を強化しています。

「ゾーン30の日」には

- ◆ 通学時間帯に白バイ等による子どもの見守り活動
- ◆ 高齢者利用施設周辺での保護誘導活動
- ◆ 交通指導取締り活動

を実施します。

